

新潟市新焼却施設整備に係る  
計画段階環境配慮計画書  
要約書

令和3年1月

新潟市



## 目 次

第1章 事業計画の概要	1
1.1 対象事業の種類	1
1.2 事業者の氏名及び住所	1
1.3 対象事業の目的	1
1.4 対象事業の規模	1
1.5 対象事業実施想定区域の位置	1
1.6 工事計画の概要	3
1.7 事業活動の概要	3
1.8 環境保全対策	4
1.9 複数案の設定	5
第2章 地域の概況	7
2.1 地域の概況を把握する地域	7
2.2 地域の概況に関する情報	7
第3章 計画段階配慮事項の選定	13
3.1 計画段階配慮事項の選定結果	13
3.2 選定した項目及びその理由	13
第4章 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果	15
4.1 大気質	15
4.2 騒音	18
4.3 振動	20
4.4 景観	21
4.5 温室効果ガス等	27
第5章 総合評価	28

## 第1章 事業計画の概要

### 1.1 対象事業の種類

廃棄物処理施設（焼却施設）の設置

### 1.2 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名：新潟市長 中原 八一

事業者の住所：新潟市中央区学校町通1番町602番地1

### 1.3 対象事業の目的

現在、新潟市（以下、「本市」とする。）の廃棄物処理施設の中で、焼却施設は4施設である。このうち、豊栄環境センター（北区）、亀田清掃センター（江南区）、鎧潟クリーンセンター（西蒲区）の3施設が更新もしくは更新を検討する時期を迎えている。また、今後の人口推計等を踏まえると、ごみの減量が見込まれる状況にある。

令和元年度の新潟市清掃審議会において、安定かつ効率的な処理体制の構築に向け、点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及び二酸化炭素排出量の低減等の視点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターと更新施設の計2施設体制とすることが妥当との答申を受け、令和2年3月に策定した新潟市一般廃棄物処理基本計画に今後の方針を明示した。

2施設体制について、更新する施設は、市有地や送電設備・搬入道路など既存インフラの活用、新田清掃センターとバランスのとれた配置などを考慮し、亀田清掃センターとし、処理機能をスケールアップし、廃棄物発電（再生可能エネルギー）の更なる向上と、災害時においても稼働できる防災拠点としての機能を加え整備を進める。

### 1.4 対象事業の規模

新施設の稼働予定年における燃やすごみの量（本市及び聖籠町分）の推計値に対し、新田清掃センターの処理可能量と災害等による不確定な処理量も含め、現段階での施設規模は480t/日を想定する。

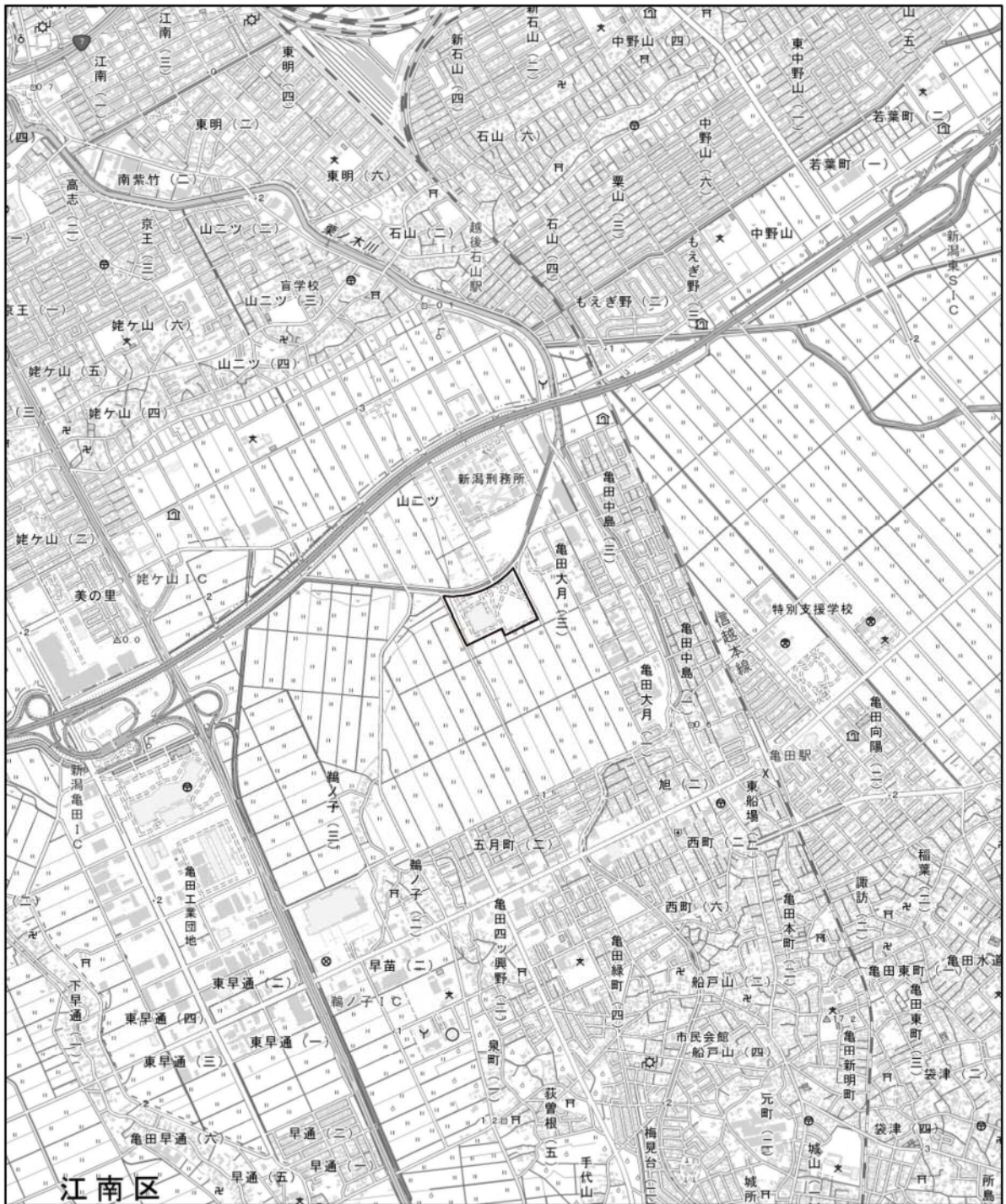
### 1.5 対象事業実施想定区域の位置

対象事業実施想定区域の住所：新潟市江南区亀田1835番地1


対象事業実施想定区域は図1.5.1に示す。


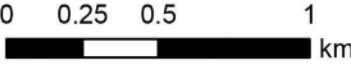
本区域は、現在の亀田清掃センター（以下、「現施設」という。）、田舟の里及び運動公園の敷地であり、ごみ処理場として都市計画決定されている。

新施設は、田舟の里及び運動公園が立地している敷地東側に建設することを予定している。なお、建設予定地は、旧亀田清掃センター（以下、「旧施設」という。）の跡地である。



**凡例**

 対象事業実施想定区域

  
 1:25,000  
 km

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

図 1.5.1 対象事業実施想定区域

## 1.6 工事計画の概要

工事計画を表 1.6.1 に示す。工事は対象事業実施想定区域の地下に残存する旧施設の地下部解体を行ったのちに、焼却施設の建設工事を行う。工事は令和 7 年度に開始し、令和 10 年度の完了を見込んでいる。なお、工事計画は今後の設計内容により、変更となる可能性がある。

表 1.6.1 工事計画表

年度		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地下部解体工事		←→				
焼却施設建設工事	杭工事・土工事・地下躯体工事		←→			
	地上建築工事			←→		
	プラント工事			←→		
	外構工事				←→	
	試運転				←→	
稼働						○

## 1.7 事業活動の概要

### 1.7.1 事業活動の概要

対象事業について想定される事業活動の概要を表 1.7.1 及び 2 に示す。

表 1.7.1 対象事業の規模

項目		諸元
処理能力		約 480t/日
1 日の稼働時間		24 時間連続
炉数		3 炉
年間稼働日数	1 炉あたりの稼働日数	280 日
	3 炉のうち、いずれかの 1 炉でも稼働する日数	355 日 <sup>注</sup>
処理方式		検討中
煙突高さ		59m 又は 80m
煙突内径 (頂部)		900mm
処理対象		燃やすごみ、し尿処理施設残渣

注：全炉停止日を年間 10 日間見込んでいる。

表 1.7.2 排出源の諸元

項目	単位	煙源諸元
(湿り)排ガス量(1 炉あたり)	Nm <sup>3</sup> /h	50,750
(乾き)排ガス量(1 炉あたり)	Nm <sup>3</sup> /h	43,710
酸素濃度	%	6.0
排ガス温度	℃	188

### 1.7.2 排水計画

プラント排水については、下水道への放流もしくは施設内で再利用し施設外へは放流しないものとする。

生活排水は、下水道放流もしくは浄化槽処理後に河川へ放流する。

### 1.8 環境保全対策

本事業で実施する環境保全対策は表 1.8.1 及び 2 に示す。

表 1.8.1 環境保全対策（工事の実施）

項目		内容
大気質	建設機械の稼働	建設機械の使用に当たっては点検整備を十分行い、不要なアイドリングや空ぶかしを行わない。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地内に洗車場を設けタイヤに付着した泥土を洗浄する等の対策を行い、粉じんの飛散防止に努める。
		適宜、散水を行い、粉じんの飛散防止に努める。 工事車両の走行においては点検整備を十分行い、不要なアイドリングや空ぶかしを行わない。
騒音・振動	建設機械の稼働	低騒音・低振動型の機械・工法を採用し、騒音・振動の発生を抑制する。
		工事中は、対象事業実施想定区域周辺に仮囲い等を設置し、防音を図る。
		原則として日曜・祝日に工事及び工所用資材の搬入は行わない。また、原則として工事は 8:00～17:00 の間に実施するように努める。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	低騒音型車両を積極的に導入し、車両の点検・整備を十分に行うとともに、車両の走行が集中しないように分散化等を図る。 資材及び機械の運搬に用いる車両は、道路交通法の遵守及び作業現場周辺における徐行をし、騒音・振動の防止に努める。 工事車両の走行においては、点検整備を十分行い、不要なアイドリングや空ぶかしを行わない。
水質	水の濁り	適切な規模の沈砂池等を設置する。 強い降雨が予測される場合は、裸地をシート等により被覆する。
地盤	地盤沈下	造成工事により周辺地域の地下水位に影響があると予測される場合には、地下水位を極力低下させない掘削工法を採用するなど、適切に対応する。
土壌汚染	造成工事	工事实施前に土壌調査を実施し、土壌汚染の状況を把握する。土壌汚染が確認された場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 法律第 53 号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）に基づき、適切に対応する。
廃棄物等	造成工事	発生した土砂については、敷地内での再利用に努め、残土の発生量を抑制する。

表 1.8.2 環境保全対策（土地又は工作物の存在及び供用）

項目		内容
大気質	施設の稼働 (機械等の稼働)	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀及びダイオキシン類について、法令に定める規制基準等と同等、もしくはより厳しい自主基準値を定める。
	施設の稼働 (廃棄物の搬出入)	排ガス規制適合車や低公害車などの導入を励行する。 廃棄物運搬車両の走行においては、車両の点検・整備を十分に行うとともに、不要なアイドリングや空ぶかしを行わないよう求める。
騒音・振動	施設の稼働 (機械等の稼働)	低騒音型・低振動型の設備機器の採用に努める。また、吸音材・緩衝支持装置(防振ゴムなど)等を導入するように努める。
	施設の稼働 (廃棄物の搬出入)	廃棄物運搬車両には道路交通法の遵守及び法定速度の遵守を求める。
		廃棄物運搬車両には低騒音型の車両の積極的な導入を求める。 廃棄物運搬車両の走行においては、車両の点検・整備を十分に行うとともに、不要なアイドリングや空ぶかしを行わないよう求める。
悪臭	施設からの悪臭の漏洩	ごみピット内を負圧に維持する。
		プラットホームの廃棄物運搬車両出入口にエアカーテンを設置する。
	煙突から排出される悪臭	休炉時や負圧を保てない場合には、ごみピット内の悪臭を脱臭装置に吸引誘導する。 高温焼却することで悪臭物質を酸化分解させる。
景観	施設の存在	新施設の形態・意匠・色彩は、周辺環境と調和するものとする。
動物・植物・生態系・景観	地形改変後の土地	新潟市公共施設緑化ガイドライン(最終更新日：平成 28 年 2 月 新潟市)に従い、緑化率 25%以上とするように努める。
温室効果ガス等	廃棄物エネルギーの利活用	4 施設から 2 施設に統合し、新施設で効率的な発電を行うことにより、本市全体の廃棄物発電量を向上させる。また、発電した電力を市内施設に供給することで、地域の低炭素化を図る。

## 1.9 複数案の設定

### 1.9.1 ゼロ・オプションの検討

複数案の設定に当たり、まず「対象事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）」の検討を行った。

市民生活に直結するごみ処理を安定かつ効率的に行うことに加え、低炭素社会に向けた廃棄物発電（再生可能エネルギー）の向上、災害への備えの観点から、本事業の実施は必要であると判断した。

### 1.9.2 対象事業を実施する区域の位置及び対象事業の規模に関する複数案の設定の検討

対象事業を実施する区域の位置については、市有地や送電設備・搬入道路など既存インフラの活用、新田清掃センターとバランスのとれた配置などから選定しており、単一案とする。

対象事業の規模については、「1.3 対象事業の規模」に示したとおり、燃やすごみの推計量を踏まえ、新施設での必要処理量、災害等の不確定要素を考慮し設定しており、単一案とする。



### 1.9.3 複数案を設定する項目

複数案を設定する項目は、「煙突高さ」、「施設配置」の2項目とした。

#### (1) 煙突高さ

煙突高さは、「59m」（現施設の煙突高さ）と「80m」（旧施設の煙突高さ）の二案とした。

#### (2) 施設配置

施設配置は、図 1.9.1 及び 2 に示す二案とした。

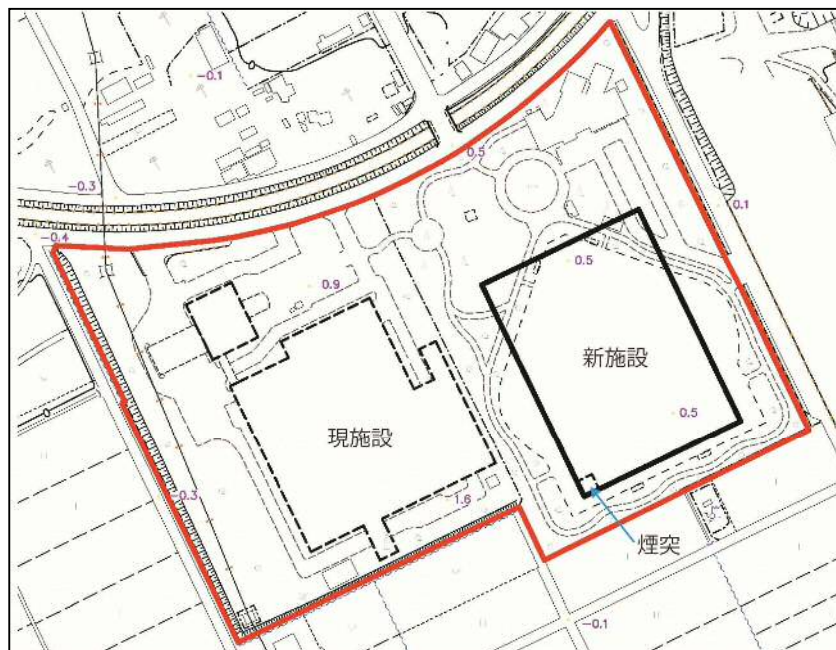


図 1.9.1 施設配置①

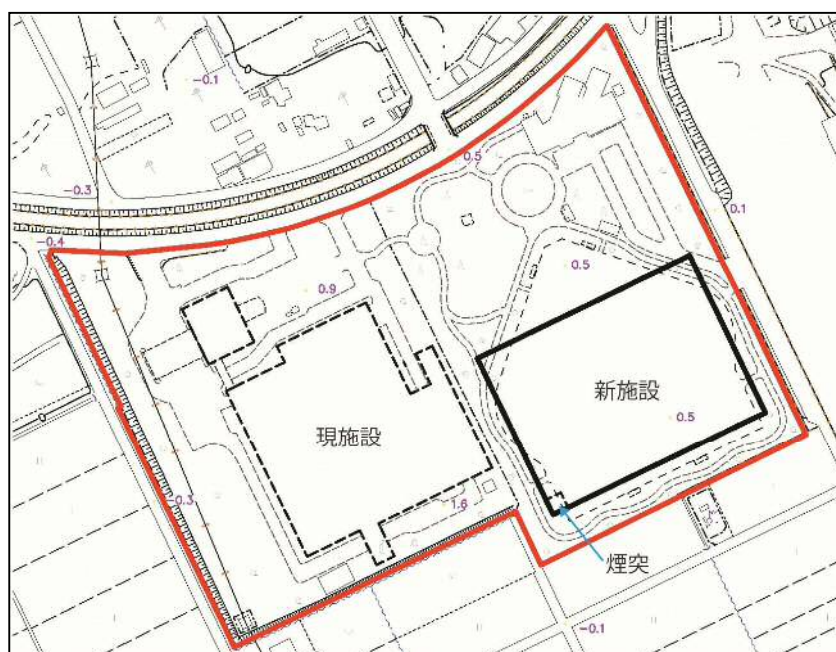


図 1.9.2 施設配置②

## 第2章 地域の概況

### 2.1 地域の概況を把握する範囲

地域の概況を把握する基本の範囲は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示される煙突排ガスによる影響の調査対象地域の考え方から、煙突からの排ガスの最大着地濃度出現予想距離(2km)の 2 倍を見込んで新施設から 4km の範囲(8km 四方)と設定した。ただし、調査項目によっては地域の概況を把握する範囲を広げて設定した。

### 2.2 地域の概況に関する情報

自然的状況に関する情報を表 2.2.1(1)～(4)に、社会的状況に関する情報を表 2.2.2(1)～(3)に示す。

表 2.2.1(1) 自然的状況に関する情報

項目		概況
気象、大気質等に関する大気環境の状況	気象	対象事業実施想定区域から最も近い新潟地域気象観測所における平年値における年平均気温は 13.6℃、年降水量は 1,821.0mm、年間日照時間は 1634.9 時間、年間平均雲量は 10 分比で 7.8 であった。 また、平成 27 年から令和元年の各年間平均風速は 3.0m/s から 3.1m/s の間であり、各年間最多風向はいずれの年も南であった。
	大気質	対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局である 4 局(松浜・大山・山木戸・亀田)及び自動車排出ガス測定局である 2 局(東山の下・市役所)における二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・ダイオキシン類・水銀の調査結果は全ての局で環境基準等が達成されていた。 塩化水素については、対象事業実施想定区域周辺において測定は実施されていない。
	騒音	対象事業実施想定区域周辺では、一般環境における騒音調査は実施されていない。 対象事業実施想定区域周辺の幹線道路の道路近傍騒音評価結果は、環境基準を満足していた。
	振動	対象事業実施想定区域周辺では、一般環境及び道路沿道における振動調査は実施されていない。
	悪臭	対象事業実施想定区域周辺では悪臭調査は行われていない。
	公害苦情等の発生状況	平成 30 年度において、新潟市では大気汚染に対して総数 52 件、騒音に対して総数 87 件、振動に対して総数 14 件の公害苦情が発生していた。

表 2.2.1(2) 自然的状況に関する情報

項目	概況
水象、水質等に関する水環境の状況	<p>対象事業実施想定区域周辺は、信濃川、阿賀野川及びこれらをつなぐ小阿賀野川に囲まれた亀田郷と呼ばれる地域であり、鳥屋野潟・信濃川水系に属する。</p> <p>対象事業実施想定区域周辺を流れる主要な河川・水路としては、山崎排水路(延長 5,960m)、亀田排水路(延長 6,950m)及び栗ノ木川(延長 6,855m)等が整備されており、これらは全て信濃川水系である。</p> <p>また、対象事業実施想定区域周辺の湖沼としては、鳥屋野潟が存在している。</p>
	<p>対象事業実施想定区域周辺を流れる栗ノ木川の石山橋及び両新橋において水質測定が実施されているが、環境基準又は指針値が設定されている測定項目はすべて、環境基準又は指針値を満足していた。</p>
	<p>栗ノ木川の両新橋におけるダイオキシン類の測定結果は 31pg-TEQ/L であり、環境基準を満足していた。</p>
	<p>対象事業実施想定区域周辺では、平成 28 年度の中央区長潟(井戸番号 15-201-0073)の調査において、ひ素が環境基準を超過していた。その他の環境基準が設定されている測定項目は、すべての地点において環境基準を満足していた。</p>
	<p>平成 30 年度において、新潟市では水質汚濁に対して総数 21 件の公害苦情が発生していた。</p>
土壌及び地盤に関する状況	<p>対象事業実施想定区域は細粒グライ土壌に位置している。</p>
	<p>対象事業実施想定区域周辺では、平成 28 年に桜が丘小学校及び丸山小学校において、土壌汚染の調査が実施されているが、調査結果はすべて環境基準値未満であった。</p>
	<p>対象事業実施想定区域は、平成 27 年度～令和元年度までの 5 年間の地盤変動が 0mm～-20mm の地域に位置している。なお、現施設において地下水の揚水等は行っていない。</p>
	<p>平成 30 年度において、新潟市では地盤沈下に対する公害苦情は発生していなかった。</p>
地形に関する状況	<p>対象事業実施想定区域は三角州性低地に位置している。</p>
	<p>対象事業実施想定区域周辺には重要な地形は分布していない。</p>
地質に関する状況	<p>対象事業実施想定区域は泥・砂(三角洲性堆積物)に位置している。</p>

表 2.2.1(3) 自然的状況に関する情報

項目	概況
動植物の生息 又は生育、植生 及び生態系の 状況	<p>新潟市内で過去に生息が確認されている重要な種は哺乳類 1 種、鳥類 42 種、両生類 9 種、淡水魚類 22 種、大型水生甲殻類 7 種、昆虫類 59 種、陸・淡水産貝類 30 種であった。</p> <p>また、現地調査の結果、哺乳類 1 種、鳥類 14 種、爬虫類 1 種、両生類 1 種、昆虫類 46 種、その他の動物 4 種の合計 67 種が確認された。このうち、重要な種としてはコサメビタキが確認されたが、本種の生態と現地での確認状況から、渡り途中の個体であると考えられる。</p> <p>対象事業実施想定区域は、旧施設の跡地であり、現在は田舟の里運動公園として、温浴施設、遊歩道、グラウンド、芝地、並木が整備されている土地であり、重要な種の生息に適した環境はみられなかった。</p> <p>対象事業実施想定区域周辺で、特別天然記念物・天然記念物に指定されている集団繁殖地はない。</p> <p>対象事業実施想定区域から北西約 4km の位置に、ハクチョウ類・ガン類などの越冬地であり、「モニタリングサイト 1000」(環境省)に設定されている鳥屋野潟がある。</p>
植物	<p>新潟市内で過去に生息が確認されている重要な種は 188 種であった。</p> <p>また、現地調査の結果、維管束植物 63 種が確認された。そのうち、重要な種としてはオオムラサキの 1 種が確認されたが、植栽種であることから、重要な種として扱わないこととした。</p> <p>対象事業実施想定区域周辺には、畑雑草群落、水田雑草群落、市街地、工場地帯が分布している。</p> <p>対象事業実施想定区域周辺には特定植物群落は分布していない。巨樹・巨木としては、北西約 1.4km にクロマツ、南約 1.7km にケヤキの巨木、タブノキの巨木などが確認されている。</p>
景観及び人と自然との 触れ合いの活動の 状況	<p>対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点は、亀田排水路公園、山ニツ諏訪神社、すごぼりの桜並木など 19 箇所であった。なお、対象事業実施想定区域内に主要な眺望点は存在しなかった。</p> <p>対象事業実施想定区域周辺には自然景観資源として 7 箇所、都市景観資源として 7 箇所が分布していた。なお、対象事業実施想定区域内に景観資源は存在しなかった。</p> <p>対象事業実施想定区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場は阿賀野川、すごぼりの桜並木、亀田排水路公園、亀田農村公園、鳥屋野潟の 5 箇所であった。なお、対象事業実施想定区域内に人と自然との触れ合いの活動の場は存在しなかった。</p>
主要な眺望点の概況	
景観資源の状況	
人と自然との触れ合いの活動の場の分布	

表 2.2.1(4) 自然的状況に関する情報

項目		概況
文化財に関する状況	指定文化財の分布状況	対象事業実施想定区域周辺には2つの指定文化財が位置している。なお、対象事業実施想定区域内に指定文化財は分布していなかった。
	遺跡の分布状況	対象事業実施想定区域周辺には82箇所の遺跡が確認されている。なお、対象事業実施想定区域内には遺跡は分布していなかった。
一般環境中の放射性物質の状況		<p>本市の焼却施設における主灰等の放射性物質濃度は、新田清掃センターの溶融飛灰中の放射性セシウムを除き、すべてND(定量下限値未満)であった。新田清掃センターの溶融飛灰中における放射性セシウム134及び137の合計は最大28Bq/kgであり、環境省で示されている一般廃棄物最終処分場への埋立基準値(8,000Bq/kg)を大きく下回っていた。また、各焼却施設の敷地境界における空間線量はいずれも通常の測定範囲内であった。</p> <p>また、対象事業実施想定区域周辺におけるサーベイメータによる放射線量の測定結果はすべて通常の測定範囲に収まっていた。土壌中の放射性物質もすべての測定において、検出されなかった。</p>

表 2.2.2(1) 社会的状況に関する情報

項目		概況
人口に関する状況	人口及び世帯数	令和元年の新潟市の人口総数は796,500人、世帯数は340,814世帯であった。また、聖籠町の人口総数は14,015人、世帯数は4,814世帯であった。
	集落の分布	対象事業実施想定区域の最寄りの集落は北東に位置していた
産業に関する状況	産業人口	<p>平成27年度の国勢調査における新潟市の産業人口は、総数が391,863人であり、そのうち卸売業・小売業が70,110人と最も多く、次いで医療・福祉が51,911人、製造業が48,220人の順であった。</p> <p>一方、聖籠町の産業人口は、総数が7,056人であり、そのうち製造業が1,347人と最も多く、次いで建設業が1,103人、卸売業・小売業が915人の順であった。</p>
土地利用に関する状況	土地利用計画	対象事業実施想定区域は、市街化調整区域及び農業地域であり、また、ごみ処理場として都市計画決定されている。
	土地利用状況	対象事業実施想定区域が位置する新潟市の土地利用状況(地目別面積)は田の割合が39.8%と最も大きな割合を占めており、次いで雑種地その他が28.4%、宅地が17.4%となっている。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	河川利用	<p>対象事業実施想定区域周辺は、東側約5kmに一級河川阿賀野川が、西側約6kmに一級河川信濃川が流れており、両河川に挟まれた地域である。</p> <p>対象事業実施想定区域周辺には、小阿賀野川を供給源とする農業用水路が分布している。なお、上水及び工業用水の取水施設は対象事業実施想定区域周辺に分布していない。</p>
	漁業及び養殖	対象事業実施想定区域周辺では、鳥屋野潟においてこい漁業、ふな漁業の内水漁業権(内共第9号、第5種共同漁業権)が設定されている。
	地下水	新潟市では、水道水源としての地下水の利用は見られない。飲用井戸については、専用水道の利用はあるが私的管理による利用のみとなっており、利用状況は把握されていない。

表 2.2.2(2) 社会的状況に関する情報

項目		概況	
交通に関する状況		対象事業実施想定区域周辺の主な道路として、日本海東北自動車道、一般国道 49 号、主要地方道新潟新津線、主要地方道新潟亀田内野線がある。	
公共施設に関する事項		対象事業実施想定区域周辺には教育施設が 45 施設、医療機関が 5 施設、福祉施設が 126 施設、文化施設が 20 施設分布している。	
生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況	水道用水関係及び下水道関係	給水普及率は平成 27 年度以降 99.6%と横ばいの状況が続いている。令和元年度末時点で下水道処理人口普及率が 86.5%、汚水処理人口普及率が 89.2%となっている。また、対象事業実施想定区域周辺にはポンプ場施設が 6 施設、排水処理場が 2 施設、配水場が 1 施設分布している。	
	廃棄物処理施設	対象事業実施想定区域周辺には、亀田清掃センターが存在する。	
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況	自然環境	対象事業実施想定区域の西にある鳥屋野潟が新潟県の鳥獣保護区に指定されている。
		景観	対象事業実施想定区域周辺は「新潟市景観計画」(平成 19 年 4 月)における一般区域に指定されている。
	公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況	大気汚染	○環境基準等 環境基本法に基づき、環境基準が定められている。
			○規制基準 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づき、各法令等によって定められた施設に対して規制が行われている。
		騒音	○環境基準 環境基本法に基づき、類型指定された地域に対して、類型ごとに環境基準が適用される。なお、対象事業実施想定区域は、類型指定はされていない。
			○規制基準 騒音規制法及び新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づき、同法令及び同条例に定める施設並びに建設作業に対して、区域ごとに規制が行われている。なお、対象事業実施想定区域は規制区域に指定されていない。
振動	○自動車騒音の要請限度 騒音規制法に基づき、区域ごとに自動車騒音の要請限度が定められている。		
	○環境基準 振動についての環境基準は定められていない。		
悪臭	○規制基準 振動規制法及び新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づき、同法令及び同条例に定める施設並びに建設作業に対して、区域ごとに規制が行われている。なお、対象事業実施想定区域は規制区域にしてされていない。		
	○道路交通振動の要請限度 振動規制法に基づき、区域ごとに道路交通振動の要請限度が定められている。		
悪臭	○環境基準 悪臭についての環境基準は定められていない。		
	○規制基準 悪臭防止法及び新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業場に対して悪臭の規制が行われている。対象事業実施想定区域は臭気指数の基準が適用される区域に指定されている。		

表 2.2.2(3) 社会的状況に関する情報

項目		概況	
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況	水質	<p>○環境基準 環境基本法に基づき公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も定められている。</p> <p>○規制基準 水質汚濁防止法に基づき、同法令に定める特定施設を設置する事業場(特定事業場)の排水に対して排水基準が定められている。 また、新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づき、同条例に定める水域及び業種別の規制基準が定められている。 さらに、農林水産技術会議により、水稻を対象に農業(水稻)用水基準が示されている。</p>
		底質	<p>○環境基準 ダイオキシン類対策措置法に基づき、底質に係るダイオキシン類の環境基準が定められている。</p>
		土壌汚染	<p>○環境基準 環境基本法に基づき、土壌汚染に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌に係るダイオキシン類の環境基準が定められている。</p> <p>○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき指定された対策地域は、新潟市にはない。</p> <p>○土壌汚染対策法 新潟市には、要措置区域はないが、形質変更時要届出区域は、30区域が指定されている。なお、対象事業実施想定区域周辺には指定区域はない。</p>
		地盤沈下	<p>○工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律 工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき特定の地域が指定され、地下水揚水が規制されている。ただし、新潟県において、特定の地域に指定された地域はない。</p> <p>○新潟県生活環境の保全等に関する条例 新潟県生活環境の保全等に関する条例」により、指定地域での揚水設備の設置を規制されている。対象事業実施想定区域周辺は指摘地域となっている。</p>
環境保全計画等の策定の状況		<p>新潟市が策定する環境保全計画等については、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次 新潟市環境基本計画」(平成27年4月)</li> <li>・「第3期 新潟市地球温暖化対策実行計画(地域推進版)」(令和2年3月)</li> <li>・「新潟市地球温暖化対策実行計画(第5期 市役所率先実行版)」(平成31年4月)</li> <li>・「にいがた命のつながりプラン(新潟市生物多様性地域計画)」(平成24年3月)</li> <li>・「大切にしたい野生生物(新潟市レッドデータブック)」(平成22年3月)</li> <li>・「新潟市一般廃棄物処理基本計画」(令和2年3月)</li> <li>・「新潟市一般廃棄物処理実施計画」(令和2年4月)</li> <li>・「新潟市農村環境計画」(平成24年3月)</li> <li>・「新潟しみどりの基本計画」(平成21年6月)</li> <li>・「新潟市景観計画」(令和2年11月変更)</li> </ul>	

### 第3章 計画段階配慮事項の選定

#### 3.1 計画段階配慮事項の選定結果

計画段階配慮事項の選定結果を表 3.1.1 に示す。

計画段階配慮事項の選定に当たっては、「新潟市環境影響評価配慮指針」（平成 29 年 3 月 21 日、新潟市告示第 120 号）の「別表第 1 参考項目」を参考に、本事業の事業特性及び地域の特性を踏まえ、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が、当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について検討した。

#### 3.2 選定した項目及びその理由

計画段階配慮事項として選定した項目及びその理由を表 3.2.1 に示す。

表 3.2.1 計画段階配慮事項として選定した項目及びその理由

環境要素		影響要因	選定理由
項目	細項目		
大気質	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質	施設の稼働（排ガス）	施設の稼働により発生する排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質が、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
騒音	騒音	施設の稼働（機械等の稼働）	施設の稼働により発生する騒音が、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
振動	振動	施設の稼働（機械等の稼働）	施設の稼働により発生する振動が、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設 の存在	本事業で設置する建屋及び煙突が、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素等	施設の稼働（排ガス）	施設の稼働により発生する排ガスにより周辺の温室効果ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン）増加に影響を及ぼすおそれがあるため選定する。

なお、選定しなかった項目のうち、表 3.1.1 において、■又は▲を付けた項目については、「現時点で工種、工事工程又は事業計画等が未定であること」又は「当該環境要素が対象事業により、重大な影響を受ける恐れがないと考えられること」から、今回は選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。×を付けた項目については、「当該環境要素が対象事業実施想定区域周辺に存在しないこと」又は「対象事業により、当該環境要素に影響を与えることがないと考えられること」から、選定しない。



表 3.1.1 計画段階配慮事項の選定結果

環境要素の区分  影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境					水環境			地質環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量			
		大気質					騒音	振動	悪臭	水質								地形及び地質	地盤沈下				土壌汚染	建設工事に伴う副産物	廃棄物
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質				騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	地盤沈下			土壌汚染	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地			
工事の実施	建設機械の稼働				▲		▲	▲							×							▲		×	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				▲		▲	▲							×								▲		×
	造成工事及び施設の設置等									▲			■	■	×	×	×			▲		■		×	×
土地又は工作物の存在及び供用	地形変更後の土地及び施設の存在														×		×	×	●		▲			×	
	施設の稼働	排ガス	●	●	●		●			▲													●		×
		排水								▲	▲	▲													×
		機械等の稼働						●	●																×
	廃棄物の搬出入		▲		▲		▲	▲															▲		×
廃棄物の発生																					▲		×		

- ：新潟市環境影響評価配慮指針で示された参考項目であり、今回選定した項目。
- ：新潟市環境影響評価配慮指針で示された参考項目ではないが、方法書段階での選定を想定している項目。
- ▲：新潟市環境影響評価配慮指針で示された参考項目であるが、今回選定しなかった項目。ただし、方法書段階での選定を想定している項目。
- ×

## 第4章 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果

### 4.1 大気質

#### 4.1.1 調査

##### (1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

##### 1) 調査項目等

調査項目等は表 4.1.1 に示すとおりである。

表 4.1.1 調査項目等

項目	内容	
調査項目	大気汚染物質の状況	二酸化硫黄、窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、浮遊粒子状物質、有害物質（塩化水素、ダイオキシン類及び水銀）
	気象の状況	地上気象（風向、風速、気温、日照時間、雲量）
調査手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
調査期間	最新5年間	

##### 2) 調査結果

##### ① 一般環境大気質の状況

対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局（松浜、大山、山木戸、亀田）における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀の測定結果は、すべての期間において環境基準等を達成していた。なお、対象事業実施区域周辺において、塩化水素の測定は実施されていなかった。

##### ② 気象の状況

対象事業実施想定区域から最も近い新潟地域気象観測所における平年値における年平均気温は 13.6℃、年降水量は 1,821.0mm、年間日照時間は 1634.9 時間、年間平均雲量は 10 分比で 7.8 であった。また、平成 27 年から平成 31 年の各年間平均風速は 3.0m/s から 3.1m/s の間であり、各年間最多風向はいずれの年も南であった。

#### 4.1.2 予測及び評価

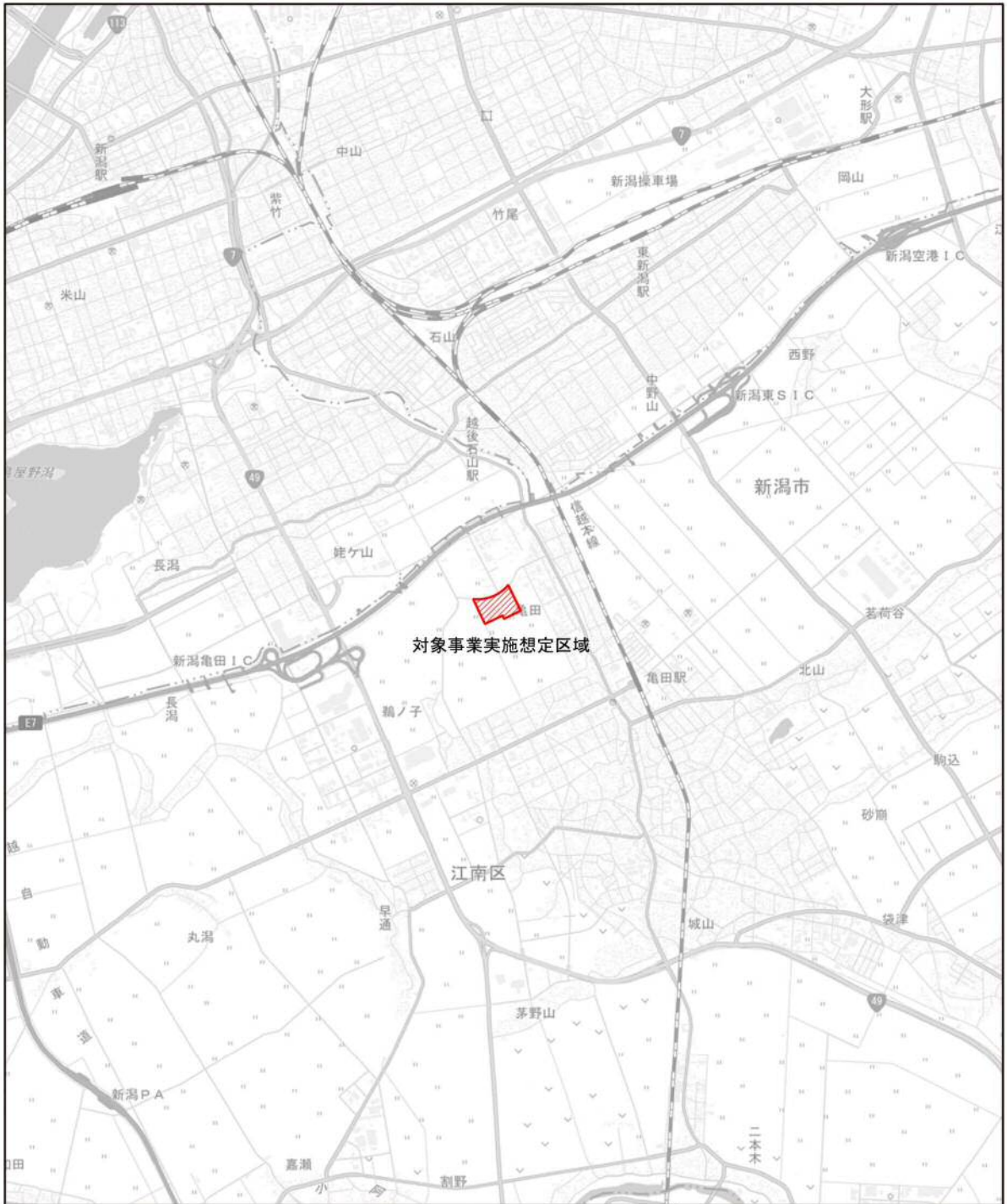
##### (1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

##### 1) 予測項目等

予測項目等は表 4.1.2 に示すとおりとした。

表 4.1.2 予測項目等

項目	内容
予測項目	長期平均濃度予測の対象項目は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀とした。短期高濃度予測の対象項目は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素とした。
予測地域及び地点	予測地域は図 4.1.1 に示す範囲とした。予測地点は、煙突排ガスによる寄与濃度が最大となる地点とした。
対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とした。
予測方法	汚染物質排出量、有効煙突高及び地上気象調査結果を用いて、拡散式（ブルーム式及びパフ式）により、寄与濃度を算出し、バックグラウンド濃度を加算する理論計算とした。
複数案を設定する項目	長期平均濃度予測については「煙突高さ」、「施設配置」の 2 項目、短期高濃度予測については「煙突高さ」の 1 項目とした。
評価方法	設定している案ごとに、環境影響の程度を整理し、比較する。また、評価基準と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討した。




<p><b>凡例</b></p> <p> 対象事業実施想定区域</p> <p>国土地理院の電子地形図(タイル)を使用</p>	<p></p> <p>1:50,000</p> <p> km</p>
---	--

図 4.1.1 煙突排ガスの排出に伴う大気質への影響の予測地域

## 2) 予測及び評価結果

### ① 長期平均濃度

長期平均濃度の評価結果と評価基準値を表 4.1.3 に示す。

いずれの予測結果も評価基準値より相当に小さな値であったことから、いずれの案においても重大な影響は生じないと評価する。

表 4.1.3 施設の稼働に伴う大気質への影響の評価結果(長期平均濃度)

予測項目	単位	予測内容	予測結果				評価基準値 <sup>注</sup>
			施設配置① 煙突 59m	施設配置② 煙突 59m	施設配置① 煙突 80m	施設配置② 煙突 80m	
二酸化硫黄	ppm	日平均値の2%除外値	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.04
二酸化窒素	ppm	日平均値の年間98%値	0.0128	0.0126	0.0128	0.0126	0.04
浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	日平均値の2%除外値	0.0302	0.0302	0.0302	0.0302	0.10
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年平均予測値	0.0079	0.0076	0.0079	0.0076	0.6
水銀	μg/m <sup>3</sup>	年平均予測値	0.0018	0.0018	0.0018	0.0018	0.04

注：二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類については環境基準値を、水銀については有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値を示した。

### ② 短期高濃度

短期高濃度の評価結果と評価基準値を表 4.1.4 に示す。

いずれの予測結果も評価基準値より相当に小さな値であったことから、どちらの案においても重大な影響は生じないと評価する。

表 4.1.4 施設の稼働に伴う大気質への影響の評価結果(短期高濃度)

気象条件	予測項目	単位	予測結果		評価基準値 <sup>注2</sup>
			煙突 59m	煙突 80m	
不安定時	二酸化硫黄	ppm	0.0053	0.0032	0.1
	二酸化窒素	ppm	0.0137	0.0101	0.1
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0141	0.0131	0.20
	塩化水素	ppm	0.0064 <sup>注1</sup>	0.0034 <sup>注1</sup>	0.02
ダウンウォッシュ発生時	二酸化硫黄	ppm	0.0030	0.0018	0.1
	二酸化窒素	ppm	0.0097	0.0071	0.1
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0130	0.0124	0.20
	塩化水素	ppm	0.0030 <sup>注1</sup>	0.0013 <sup>注1</sup>	0.02
ダウンドラフト発生時	二酸化硫黄	ppm	0.0067	0.0035	0.1
	二酸化窒素	ppm	0.0161	0.0107	0.1
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0148	0.0133	0.20
	塩化水素	ppm	0.0085 <sup>注1</sup>	0.0038 <sup>注1</sup>	0.02

注1：塩化水素については、バックグラウンド濃度を設定出来ないため、寄与濃度を示した。

注2：評価基準値は環境基準値を示した。

## 4.2 騒音

### 4.2.1 調査

#### (1) 施設の稼働に伴う騒音への影響

##### 1) 調査項目等

調査項目等は表 4.2.1 に示すとおりである。

表 4.2.1 調査項目等

項目	内容
調査項目	一般環境騒音の状況(一般環境における騒音レベル)
調査手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
調査期間	最新5年間

##### 2) 調査結果

「新潟市の環境資料編（平成 26 年度～平成 30 年度データ集）」（平成 27 年～令和 2 年新潟市環境部環境政策課）によると、対象事業実施想定区域周辺では、一般環境における騒音調査は実施されていない。

### 4.2.2 予測及び評価

#### (1) 施設の稼働に伴う騒音への影響

##### 1) 予測項目等

予測項目等は表 4.2.2 に示すとおりとした。

表 4.2.2 予測項目等

項目	内容
予測項目	稼働した施設に伴う騒音レベル
予測地域及び地点	予測地点を図 4.2.1 に示す。 予測地点は対象事業実施想定区域の南東に位置する YOU なかの保育園及びその施設に一番近い同区域の敷地境界の 2 地点とした。
対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とした。なお、安全側を考慮して、すべての設備機器が同時に稼働している状況を設定し、予測を行った。
予測方法	音の伝搬理論に基づく予測式による計算
複数案を設定する項目	「施設配置」の 1 項目
評価方法	設定している案ごとに、環境影響の程度を整理し、比較する。また、参考基準と比較する。

##### 2) 予測及び評価結果

予測及び評価結果を表 4.2.3(1)～(2)に示す。予測の結果はいずれも参考基準値以下であったことから、どちらの案においても重大な影響は生じないと評価する。



図 4.2.1 施設の稼働に伴う騒音・振動への影響の予測地域及び地点

表 4.2.3(1) 施設の稼働に伴う騒音への影響の評価結果(騒音規制法の規制基準との比較)

単位：dB

予測項目	予測結果				参考基準値 (騒音規制法の規制基準 <sup>注</sup> )	
	施設配置①		施設配置②			
	YOU なかの保育園	敷地境界	YOU なかの保育園	敷地境界		
騒音レベル	34.4	45.4	34.6	46.8	朝(6時～8時)	60
					昼(8時～20時)	65
					夕(20時～22時)	60
					夜(22時～6時)	50

注：騒音規制法における第3種区域に当てはめられる規制基準を示した。

表 4.2.3(2) 施設の稼働に伴う騒音への影響の評価結果(環境基準との比較)

単位：dB

予測項目	予測結果		参考基準値 (環境基準 <sup>注</sup> )	
	施設配置①	施設配置②		
	YOU なかの保育園	YOU なかの保育園		
騒音レベル	34.4	34.6	昼間(6時～22時)	60
			夜間(22時～6時)	50

注：道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音に係る環境基準におけるC地域に当てはめられる環境基準を示した。

### 4.3 振動

#### 4.3.1 調査

##### (1) 施設の稼働に伴う振動への影響

##### 1) 調査項目等

調査項目等は表 4.3.1 に示すとおりである。

表 4.3.1 調査項目等

項目	内容
調査項目	一般環境振動の状況(一般環境における振動レベル)
調査手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
調査期間	最新5年間

##### 2) 調査結果

「新潟市の環境資料編(平成26年度～平成30年度データ集)」(平成27年～令和2年新潟市環境部環境政策課)によると、対象事業実施想定区域周辺では、一般環境における振動調査は実施されていない。

#### 4.3.2 予測及び評価

##### (1) 施設の稼働に伴う振動への影響

##### 1) 予測項目等

予測項目等は表 4.3.2 に示すとおりとした。

表 4.3.2 予測項目等

項目	内容
予測項目	稼働した施設に伴う振動レベル
予測地域及び地点	騒音と同一とした。
対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とした。なお、安全側を考慮して、すべての設備機器が同時に稼働している状況を設定し、予測を行った。
予測方法	振動の伝播理論に基づく予測式による計算
複数案を設定する項目	「施設配置」の1項目
評価方法	設定している案ごとに、環境影響の程度を整理し、比較する。また、参考基準と比較する。

## 2) 予測及び評価結果

予測及び評価結果を表 4.3.3 に示す。予測の結果はいずれも参考基準値以下であったことから、どちらの案においても重大な影響は生じないと評価する。

表 4.3.3 施設の稼働に伴う振動への影響の評価結果

単位：dB

予測項目	予測結果				参考基準値	
	施設配置①		施設配置②			
	YOU なかの 保育園	敷地 境界	YOU なかの 保育園	敷地 境界		
振動レベル	0.9	33.5	1.2	35.2	昼間 (8 時～20 時)	65
					夜間 (20 時～8 時)	60

注：振動規制法における第2種区域に当てはめられる規制基準を示した。

## 4.4 景観

### 4.4.1 調査

#### (1) 施設の存在に伴う景観への影響

##### 1) 調査項目等

調査項目等は表 4.4.1 に示すとおりである。

表 4.4.1 調査項目等

項目	内容
調査項目	主要な眺望点の概況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況
調査手法	主要な眺望点の概況、景観資源の状況の調査手法は、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。主要な眺望景観の状況の調査手法は、現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。
調査地域・ 地点	調査地域は新施設の煙突の認知限界視認距離を含む 5km 以内とした。また、主要な眺望景観の調査地点として、図 4.4.1 に示す代表的な 11 地点を選定した。
調査期間	主要な眺望点の概況、景観資源の状況の調査期間は、最新の状況とした。主要な眺望景観の状況の調査は、令和 2 年 9 月 15 日(火)及び 16 日(水)に実施した。

## 2) 調査結果

### ① 主要な眺望点の概況

対象事業実施想定区域及びその周辺における主要な眺望点は 19 箇所であった。なお、対象事業実施想定区域内に主要な眺望点は存在しなかった。









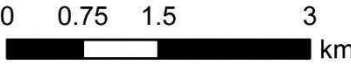
<p><b>凡例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 対象事業実施想定区域</li> <li> 景観調査範囲</li> <li> 主要な眺望景観の調査地点</li> </ul> <p>国土地理院の電子地形図(タイル)を使用</p>	<div style="text-align: center;">  <p>1:75,000</p>  </div>
--	--

図 4.4.1 主要な眺望景観の調査地点

## ② 景観資源の状況

自然景観資源としては、対象事業実施想定区域周辺には鳥屋野潟、清五郎潟、北山の池、稚児池、新潟砂丘Ⅰ、新潟砂丘Ⅱ、新潟砂丘Ⅲの7箇所が分布していた。ただし、稚児池は埋め立てられ、西山公園として整備された。都市景観資源としては、「新潟市都市景観賞」において都市景観大賞として第1回で「萬代橋」、第2回で「新潟県政記念館」、第3回で「新潟市芸術文化会館」が選定されている。また、第4回では「お宝景観30選」として亀田公園等の7箇所が選定されている。

なお、対象事業実施想定区域内に景観資源は存在しなかった。

## ③ 主要な眺望景観

調査地点のうち、すごぼりの桜並木、亀田排水路公園、山ニツ諏訪神社、阿賀野川堤防上(左岸)及び阿賀野川堤防上(右岸)の5地点で現施設の煙突の視認が可能であり、そのうち、すごぼりの桜並木及び亀田排水路公園の2地点では現施設の建屋も視認が可能であった。

### 4.4.2 予測及び評価

#### (1) 施設の存在に伴う景観への影響

##### 1) 予測項目等

予測項目等は表4.4.2に示すとおりとした。

表 4.4.2 予測項目等

項目	内容
予測項目	主要な眺望景観についての改変の程度
予測地点	調査地点のうち、現施設が視認可能でかつ代表的な地点として、すごぼりの桜並木、亀田排水路公園及び山ニツ諏訪神社の3地点
対象時期	施設の稼働が定常状態となる時期とした。
予測方法	フォトモンタージュによる定性予測
複数案を設定する項目	「煙突高さ」、「施設配置」の2項目
評価方法	設定している案ごとに、環境影響の程度を整理し、比較した。

##### 2) 予測及び評価結果

モンタージュを作成した主要な眺望点の現況及び予測結果を図4.4.3～4.4.5に示す。

新施設の形態・意匠・色彩は、周辺環境と調和するものとする計画であるため、どの案においても重大な影響は生じないと評価する。

ただし、航空法により、高さ60m以上の物件で、当該物件の幅が高さの10分の1より小さい場合には、航空障害灯及び昼間障害標識の設置が義務付けられている。そのため、航空障害灯及び昼間障害標識の設置の義務のない煙突59mのほうが、煙突80mよりも形態・意匠・色彩が周辺環境と調和するものになると評価する。






現況	施設配置①	施設配置②
 <p>A photograph showing the current site conditions. A gravel path leads to a fenced area with green vegetation. In the background, there are industrial buildings and a cloudy sky.</p>	 <p>煙突 59m</p> <p>A photograph showing the proposed facility configuration ①. The gravel path and fenced area are visible, with a 59m chimney added to the facility. The background shows industrial buildings and a cloudy sky.</p>	 <p>煙突 59m</p> <p>A photograph showing the proposed facility configuration ②. The gravel path and fenced area are visible, with a 59m chimney added to the facility. The background shows industrial buildings and a cloudy sky.</p>
	 <p>煙突 80m</p> <p>A photograph showing the proposed facility configuration ① with an 80m chimney. The gravel path and fenced area are visible, with a taller chimney added to the facility. The background shows industrial buildings and a cloudy sky.</p>	 <p>煙突 80m</p> <p>A photograph showing the proposed facility configuration ② with an 80m chimney. The gravel path and fenced area are visible, with a taller chimney added to the facility. The background shows industrial buildings and a cloudy sky.</p>

図 4. 4. 3 予測結果\_St. 2(すごぼりの桜並木)






現況	施設配置①	施設配置②
	 <p data-bbox="1048 715 1155 740">煙突 59m</p>	 <p data-bbox="1688 715 1796 740">煙突 59m</p>
	 <p data-bbox="1048 1204 1155 1230">煙突 80m</p>	 <p data-bbox="1688 1204 1796 1230">煙突 80m</p>

図 4.4.4 予測結果\_St.4(亀田排水路公園)





現況	施設配置①	施設配置②
	 <p data-bbox="1048 715 1155 740">煙突 59m</p>	 <p data-bbox="1693 715 1800 740">煙突 59m</p>
	 <p data-bbox="1048 1201 1155 1227">煙突 80m</p>	 <p data-bbox="1693 1201 1800 1227">煙突 80m</p>

図 4. 4. 5 予測結果\_St. 7(山ニツ諏訪神社)

#### 4.5 温室効果ガス等

##### 4.5.1 調査

###### (1) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等への影響

###### 1) 調査項目等

調査項目等は表 4.5.1 に示すとおりである。

表 4.5.1 調査項目等

項目	内容
調査項目	本市の焼却施設の稼働により発生する温室効果ガス等の状況
調査手法	焼却施設の稼働状況等の情報の収集、並びに当該情報の整理及び解析
調査地域	対象事業実施想定区域及び本区域が位置する新潟市全域
調査期間	平成 30 年度

###### 2) 調査結果

現在本市で稼働している焼却施設は 4 施設であるが、これら 4 施設の稼働により排出された温室効果ガス量から、ごみの焼却に伴う排熱を利用した発電量のうち施設外へ送電した量を温室効果ガスの削減量として差し引いた値は、4 施設合計で 49,062t-CO<sub>2</sub>/年であった。

##### 4.5.2 予測及び評価

###### (1) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等への影響

###### 1) 予測項目等

予測項目等は表 4.5.2 に示すとおりとした。

表 4.5.2 予測項目等

項目	内容
予測項目	施設の稼働に伴う温室効果ガス等の排出量及び削減量
対象時期	施設の稼働が定常状態となる令和 11 年度
予測方法	施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の発生量及び発電した電力の施設外送電による二酸化炭素の削減量を定量的に予測する手法
評価方法	施設の稼働に伴う温室効果ガス等の排出による影響が、実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討する。

###### 2) 予測及び評価結果

予測結果を表 4.5.3 に示す。本市では焼却施設を 4 施設から 2 施設に統合し、新施設で効率的な発電を行うことにより、市全体の廃棄物発電量を向上させることとしている。これにより、温室効果ガス等の排出量は 17,055t-CO<sub>2</sub>/年の低減が予測された。よって、施設の稼働に伴う温室効果ガス等への影響が実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されていると評価する。

表 4.5.3 施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量の低減量の予測結果

区分	t-CO <sub>2</sub> /年		
	2 施設体制 (a)	4 施設体制 (b)	4 施設体制から 2 施設に移行 することによる低減量 (a-b)
予測結果 (排出量-削減量)	27,321	44,376	-17,055

## 第5章 総合評価

複数案の比較結果のまとめを表 5.1.1 に示す。

すべての環境要素において、いずれの複数案を採用した場合でも、評価基準又は比較基準を満足しているという評価であった。

表 5.1.1 総合評価

環境要素	影響要因	施設配置		煙突高さ	
		①案	②案	煙突高さ 59m	煙突高さ 80m
大気質	施設の稼働 (排ガス)	○	○	○	○
騒音・振動	施設の稼働 (機械等の稼働)	○	○	—	
景観	地形改変後の土地 及び施設の存在	○	○	○	○

注：○ 評価基準又は比較基準に対して、基準を満足していると評価した項目。

× 評価基準又は比較基準に対して、基準を満足していないと評価した項目。